

次 亜 塩 素 注 入 機 修 繕 工 事

特 記 仕 様 書

令和 8 年度

安房郡市広域市町村圏事務組合

第1章 一般事項

1. 適用範囲

本仕様書は、安房郡市広域市町村圏事務組合「次亜塩素注入機修繕工事」に適用される。

2. 工事場所

南房総市高崎698番地 第6配水場

3. 工事期限

令和 9年2月19日

4. 規格・基準・法令等の準拠

本工事の機器、据付諸工事、建築等の製作施工にあたっては、次の各事項に準拠すること。

日本産業規格（JIS）

国土交通省・揚排水ポンプ設備技術基準

経済産業省・電気設備技術基準

（社）日本水道協会規格（JWWA）及び水道施設設計指針

水道法

消防法

道路交通法

騒音規制法

労働基準法

その他

5. 用語

本特記仕様書中「監督員」とは、発注者の指定する当該工事を監督する職員をいう。

6. 提出書類

工事に先立ち受注者は、指定期日までに次の書類を提出しなければならない。

工程表

現場代理人及び主任技術者選任届

入場者の腸内細菌検査報告書

その他監督員が指示する書類

7. 申請及び手続き

受注者は、法令で定められた関係諸官庁への報告、届出、認可許可申請等の手続き一切を代行するものとする。この際、官公庁より所定の指示があった場合は、速やかに監督員に報告の上、承諾を得てから実施すること。これらに要

する費用は、すべて本工事に含まれるものとする。但し、印紙代等は別途とする。

8. 工事实績情報の作成、登録

受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事は、工事实績情報サービス（CORINS）対象工事である。受注者は、登録を行うものとする。

9. デジタル工事写真の小黑板情報電子化

本工事でデジタル工事写真の小黑板情報電子化を行う場合は、監督職員の承諾を受けたうえでデジタル工事写真の小黑板情報電子化対策工事（以降、「対象工事」という）とすることができる。対象工事では以下の1から4の全てを実施することとする。

- (1) 受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降、「使用機器」という）については、写真管理基準（平成30年度版）に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号リスト（CRYPTREC暗号リスト）」URL「<http://www.cryptrec.go.jp/list.html>」に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。なお、使用機器の事例として、URL「<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>」記載の「デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェアを参照されたい。ただし、この機用機器の事例からの選定に限定するものではない。
- (2) 受注者は、同条1の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黑板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黑板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準（平成30年度版）によるものとする。
ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。
- (3) 本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準（平成30年度版）及びデジタル写真管理情報基準（令和2年3月）に準ずるが、同条2に示す小黑板情報の電子的記入については、デジタル写真管理情報基準（令和2年3月）「6. 写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。
- (4) 受注者は、同条2に示す小黑板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黑板情報電子化写真」という。）を工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者はURL(<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharin/index.html>)のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ「工事打合簿」等により提出するものとする。

10. 機器製作及び現場工事の諸事項

- (1) 受注者は、製作、施工にあたって軽微なる変更は、異議無く行うものとし、大幅な変更については、協議により実施すること。
- (2) 受注者は、製作、施工にあたって本設備完成上当然必要と思われるものについては、設計図書に記載がなくても異議なく実施すること。
- (3) 受注者は、次の関係図書を各2部提出すること。機器の製作、現場工事は監督員の承諾を得た後に着工すること。これらの図書作成に要する費用はすべて本工事に含むものとする。

イ. 報告書

ロ. その他監督員の指示する図書類

- (4) 受注者は、現場工事開始から完成までの過程を随時写真撮影（カラー）し、整理の上1部提出すること。
- (5) 受注者は、監督員、他業者との連絡、打合せを密に行い、製作、施工等で相互に支障をきたさぬよう工事を進行させること。また、工事場所内外の整理整頓に努め、安全管理に十分留意し事故防止に努めること。
- (6) 受注者は、現場工事に必要な仮設備、材料倉庫、管理事務所等を構内に設置する場合は、計画書を監督員に提出し承諾後実施すること。
- (7) 受注者は、工事実施に影響を及ぼす事故、人命に損傷を生じた時、または第3者に損害を与える事故が発生した時、遅滞なくその状況を監督員に報告すること。
- (8) 受注者は、工事個所及びその周辺にある地上、地下の既設構造物、機器等に対して支障を及ぼさないよう、監督員と協議の上必要な防護等の処置を施す。

11. 試験及び検査

- (1) 受注者は、機器製作中または製作後に監督員の検査を受けることとし、検査場所は製作工場または現場とする。現場工事に際しては、完了後外部から検査できない箇所については、監督員の立会いを要し写真撮影を行うこと。これに要する費用は、監督員派遣費用のほかは一切請負人の負担とする。
- (2) 現場工事用諸材料については現場搬入の都度、外形・数量・製作者等を監督員立会いの上検査を行い合格の後、使用すること。
- (3) 工事、現場検査の細部については、別途協議の上決定する。
- (4) 工事完了にあたっては、監督員、監督官公庁の検査を受けるものとし、合格の後引き渡しとする。
- (5) 試験及び検査時に必要な試験器具は、受注者側で一切これを用意すること。

12. 引渡し後の保証

本工事は、完了後試験、検査を受け、合格の後引渡しとなるが、引渡し後受注者の起す要因で故障、その他の事故が発生した場合は、監督員の指示に従い速やかに補修を行うこと。

第 2 章 次亜塩素素注入機工事

1 概 要

本工事は、第 6 配水場の次亜塩素素注入機を修繕するものである。

2 作業内容

【工事】

・薬品用電磁流量計交換 1 台

【材料】

・薬品用電磁流量計 1 台

・ミニバルブ 1 個

・ハーフユニオン継手 1 個

3 次亜塩素素注入設備仕様

機器	DJ 3 R 型 注入機
使用薬品	次亜塩素酸ナトリウム
注入容量	ポンプ 1 台運転時 1.8L/h
	ポンプ 2 台運転時 3.6L/h